

議会受付番号	鎌議第 1646 号
質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部管財課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

組合事務所貸与に係る法的性格に係る件

2 質問の要旨

子どもの家・子ども会館施設の整備に係る旧 901 号室を含む旧庁舎の撤去は昨年 12 月定例会の補正予算可決により認められ、既に肅々と、旧庁舎の解体工事及び新施設の建設工事が進められるべきところ、現在に至るも、鎌倉市職員労働組合が、解体されるべき旧 901 号室から立ち退かないために、未だ何らの進展を見ていない。そこで鎌倉市職員労働組合に対し事務所を貸与している法的性格を下記により明らかにされたい。

- 1 本来、行政目的にのみ使用すべき庁舎を鎌倉市職員労働組合に事務所として貸与してきた理由は何か。
- 2 貸与している法形式は賃貸借か、賃貸借である場合は徴収している賃貸料の扱いはいかほどか。
- 3 賃貸借契約でないとすると貸与している法形式は何か。明らかにせよ。

3 答弁

- 1 地方自治法第 238 条の 4 第 7 項で「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」こと、また、健全な労使関係の維持向上のため、職員労働組合に「最小限の広さの事務所」を提供することは、労働組合法でも認められていることを踏まえ、職員労働組合からの申請に基づき使用を許可してきました。
- 2 賃貸借ではありません。
- 3 地方自治法及び鎌倉市公有財産規則の規定に基づき、行政財産の目的外使用として許可していたものです。